

議員提出議案の概要及び処理結果

第10回定例会で可決された意見書等の要旨と議決結果は次のとおりとなっております。

なお、可決された意見書については、その趣旨の実現へ向けた速やかな対応を求めため、関係省庁へ郵送いたしました。

陸上自衛隊石垣駐屯地 (仮称)への長射程ミ サイル配備に関する意 見書

提出者 花谷 史郎

要旨
12月12日、防衛省が長射程化を進めていた地上発射型の12式地对艦ミサイル(SSM)について、陸上自衛隊石垣駐屯地(仮称)を含む先島諸島や沖縄本島の駐屯地へ配備する方向で検討していることが報道された。

その後、16日には安保関連3文書を閣議決定され、反撃能力(敵基地攻撃能力)保有の明記がなされた。
これらの装備や法整備が

進むことで、他国の領土を直接攻撃することが可能となり、近隣諸外国を必要以上で刺激するおそれがあり、有識者からも慎重な議論を求め声があがり、憲法違反の可能性も指摘されている。

国境の島ともいわれる、石垣島の現場で日々生活するなかで自衛隊の配備にはこれまで賛否の意見があつたが、防衛省主催の住民説明会では、配備される誘導弾(ミサイル)は、他国領土を攻撃するものではなく迎撃用であくまでも専守防衛のための配備という説明であり、それを前提に議論が行われてきた。

ここにきて突然、市民への説明がないまま、他国の領土を直接攻撃するミサイル配備の動きに、市民の間で動揺が広がっており、今まで以上の緊張感を作りだし危機を呼び込むのではないかと心配の声は尽きない。

石垣市議会は、「平和発信の島」、「平和を希求する島」との決意のもと議会活動し

ており、自ら戦争状態を引き起こすような反撃能力をもつ長射程ミサイルを石垣島に配備することを到底容認することはできない。

前記の12式地对艦ミサイル(SSM)や米国より購入する計画のある巡航ミサイルトマホークなど、他国の領土を直接攻撃することが可能な長射程ミサイルの石垣島への配備計画等について、十分な説明のないまま進めることがないよう強く求める。

(結果) 賛成多数で可決

○提出先
内閣総理大臣、内閣官房長官、
防衛大臣、沖縄防衛局



陸上自衛隊石垣駐屯地 (仮称)への長射程ミ サイル配備に関する意 見書

提出者 平良 秀之

要旨

12月16日、政府は安全保障関連3文書の改定を閣議決定した。この改定では、北朝鮮のミサイル技術の高度化で迎撃や探知が困難になる中、敵側の攻撃をためらわせる「抑止力」を向上させるため、敵のミサイル基地などを攻撃する「反撃能力」の保有を盛り込み、日米が協力して対処するとした。これは、日本への武力攻撃が発生した際、攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置としてしている。また「憲法や国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力の行使の三要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されない」と明記している。そして「国際社会での危機を未然に防ぎ、自由で開かれた国際秩

序を強化する取り組みとして、周辺国・地域との外交や人的交流の促進などを進めていく」とも記している。

一方で、石垣島における防衛省主催の住民説明会では、あくまでも専守防衛のための自衛隊配備という説明がなされてきた経緯がある中、先日の防衛省による長射程化の地上発射型の12式地对艦ミサイル(SSM)の陸上自衛隊石垣駐屯地(仮称)等への配備検討の報道等もあり、住民の間では不安の声が起きている。安保関連三文書の改定や今後の抑止力向上に伴う施設整備等については、これまで以上に十分な説明が必要なことは言うまでもない。

(結果) 全会一致で可決

○提出先
内閣総理大臣、内閣官房長官、
防衛大臣、沖縄防衛局